

ウィルひかり・リモート接続サポート  
powered by みんなのひかり 契約約款

平成31年3月20日版  
株式会社NTTネクシア

## 第1章 総則

### 第1条（約款の適用）

株式会社NTTネクシア（以下、「当社」といいます。）は、この「ウィルひかり・リモートサービス powered by みんなのひかり契約約款」（以下「約款」といいます）を定め、ウィルひかり powered by みんなのひかり契約約款と本約款により、光コラボ事業者である当社が東日本電信電話株式会社、または西日本電信電話株式会社（以下「通信事業者」といいます。）のリモートサポートサービス利用規約（以下「リモートサポートサービス利用規約」といいます。）を用いたリモートサポートサービス（以下、通信事業者のリモートサポートサービスと区別するため、「ウィルひかり・リモート接続サポートサービス」といいます。ただし、当社が本約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

### 第2条（通知の方法、約款の変更）

- 1 当社から本サービス契約者への本約款の通知の方法は、当社ホームページへの掲示、書面または電子メールの送付その他当社所定の方法によるものとし、当社がそれを行ったときから効力が生じるものとします。
- 2 当社は、前項に従い本サービス契約者に通知することにより、本サービス契約者の承諾を得ることなくこの約款を変更することができ、当該通知を行ったときから変更後の約款が適用されるものとします。

### 第3条（用語の定義）

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の使用に供すること
I P 通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
ウィルひかり	I P 通信網を使用して当社が行う電気通信サービス
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と本契約を締結している者
専用受付番号	契約者が本サービスを利用するために当社が指定した電話番号。
本ソフト	契約者のパソコン等にインストールし、契約者の承諾に基づきオペレータが当該パソコン等を遠隔操作することを可能とする機能や当該パソコン等が接続する同一 LAN 上に接続された周辺機器の情報取得等を有したソフトウェア。
リモートサポート	本ソフトがインストールされた契約者のパソコン等を、契約者の要請に基づきオペレータがそのパソコン等を遠隔操作して行う課題解決等
オンラインパソコン教室	専用受付番号への要請に基づき、1回30分程度でインターネットの活用方法等を解説するサービス。
本サービス	専用受付番号への要請に基づき、契約者のパソコン等の状況に関する問診、リモートサポート、電話での課題解決方法の説明及びオンラインパソコン

教室等を行うサービス。
-------------

#### 第4条（契約内容）

- 1 当社は、通信事業者がリモートサポートサービス利用規約に定めるサービスを当社がウィルひかり・リモート接続サポートサービスとして提供します。この場合、リモートサポートサービス利用規約の「当社」は「株式会社NTTネクシア」、「リモートサポートサービス」は「ウィルひかり・リモート接続サポートサービス」と読み替えます。
- 2 ウィルひかり powered by みんなのひかり契約約款の定めとリモートサポートサービス利用規約の定めが、相違又は矛盾する場合は、ウィルひかり powered by みんなのひかり契約約款の定めが優先して適用されるものとします。
- 3 本約款の定めとリモートサポートサービス利用規約の定めが、相違又は矛盾する場合は、本約款の定めが優先して適用されるものとします。

#### 第5条（対象回線）

本約款の定めが適用される回線は、前条に定める提供サービスにおいて、当社がウィルひかり powered by みんなのひかり契約約款で規定する方法に従って利用者が申し込みを行い、当社がその申し込みを承諾した回線とします。

#### 第6条（提供条件等）

- 1 当社は、ウィルひかり powered by みんなのひかり契約約款に規定するウィルひかりを利用回線とする場合に限り、本約款に規定するサービスを提供します。
- 2 リモートサポートサービス利用規約附則の定めにかかわらず、利用料金の割引に係る規定については、そのいずれも適用しないものとします。（リモートサポートサービス利用規約が変更されることにより新たに設定又は変更される利用料金の割引に関する規定も含みます。）
- 3 本約款に定める事項以外については、リモートサポートサービス利用規約の定めが適用されるものとします。

#### 第7条（提供料金）

当社は、本約款の第1条に規定するウィルひかり・リモート接続サポートサービスについては、リモートサポートサービス利用規約、別紙5に定める利用料金に代えて、次に定める額を適用します。なお、各種書類等の発行に関する手数料等は、みんなのひかり契約約款によります。

##### (1) 基本料金

月額利用料

契約プラン	月額利用料
ウィルひかり・リモート接続サポートサービス	500円
オンラインパソコン教室	1,800円/1講座

##### (2) その他の料金及び工事に関する費用

上記(1)以外の料金及び工事に関する費用については、リモートサポートサービス利用規約の規定に定めるところによります。

#### 第8条（個人情報の第三者への開示等）

申込者又は利用者は、当社のホームページ上に掲載する「個人情報保護方針」に加え、次の場合についての個人情報の取扱いを同意するものとします。

- (1) 当社が、申込者又は利用者から、氏名、住所等、当社がサービスを提供するために必要な情報を通信事業者及び当社の業務を委託している者へ提供すること。
- (2) ウィルひかり・リモート接続サポートサービスを利用者に提供するために不可欠な通信事業者の契約事業者から請求があった場合における、その事業者に対する利用者の氏名及び住所等の開示をすること。
- (3) 判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令によりその情報の開示が要求された場合における、その請求元機関への開示をすること。

#### 付則

この約款は2017年11月1日から適用します。（ソ&北-第170495号）

2018年2月26日 一部改定

2018年6月1日 一部改定